

千葉県PTA連絡協議会本則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 名称は、千葉県PTA連絡協議会（以下「本会」）という。

(所在地)

第2条 本会の事務局を、千葉県千葉市中央区4-13-10千葉県教育会館内におく。

(目 的)

第3条 本会は、千葉県内の小中学校単位で結成されるPTA（以下「単位PTA」）及び郡市単位の連合体（以下「郡市PTA」）の発展を通じて、児童、生徒の健全な育成をはかることを目的とする。

(方 針)

第4条 本会は、次の方針に基づいて活動する。

- （1）不偏不党自主独立の性格を堅持し、他のいかなる団体、機関の支配、統制干渉を受けない。
- （2）本会と目的を同じくする諸団体および機関と協力をする。
- 2 本会は公益社団法人日本PTA全国協議会に加盟することができる。

(活 動)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の活動をする。

- （1）単位PTA及び郡市PTAの相互連携をはかる。
- （2）家庭教育、社会教育、学校教育に理解を深め、社会教育関係団体としてPTAの正しいあり方について研究し、「単位PTA」の活動を促進する。
- （3）教育に対する理解を深め、教育の正常な進展に関する世論の形成につとめる。
- （4）児童生徒の育成及び福祉などに関する諸施策の実現につとめ、教育の振興に協力する。
- （5）児童生徒の教育的環境の整備につとめる。
- （6）関係機関への建議をする。
- （7）業績顕著な個人及び団体に顕彰を行う。
- （8）その他、本会の目的達成に必要な事項。

第2章 組 織

(組 織)

第6条 本会は、千葉県内の郡市PTAをもって組織する。

(会 員)

第7条 本会の会員は、郡市PTAに所属するPTAの会員とする。

第3章 役 員 ・ 顧 問

(役 員)

第8条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|---------|--------------------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 6名（父親2名 母親2名 教師2名） |
| (3) 会計 | 2名 |
| (4) 書記 | 2名 |
| (5) 監事 | 2名以上（旧：若干名） |
| (6) 理事 | 郡市PTAより1名 |
- 2 会長、副会長、会計、書記、監事を本部役員とし、総会及び理事会からの委任を受けて本会の事業運営に当たる。

(役員資格及び選出)

第9条 本会の役員資格及び選出方法は次のとおりとする。

- (1) 役員資格は千葉県PTA連絡協議会役員選考細則に定める者とする。
- (2) 本部役員は役員選考委員会において選出し総会の承認を受ける。
- (3) 理事は郡市PTAより1名選出する。
- (4) 役員選考委員は千葉県PTA連絡協議会役員選考細則の定めにより選出する。
- (5) 専門委員長及び特別委員長は理事から任用する。

(役員職務)

第10条 会長は本会を代表し会務を総括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、予め会長が指定した順序でその職務を代行する。
- 3 会計は本会の会計事務を処理する。
- 4 書記は議事録を作成し、必要に応じて会員に報告する。
- 5 監事は本会の財務及び会務の執行の状況を監査する。
- 6 理事は本会の運営に関して協議・審議し、また会務を執行する。
- 7 役員選考委員は「千葉県PTA連絡協議会役員選考細則」に基づき本部役員を選考する。

(役員任期)

第11条 役員任期は原則として4月1日より翌年3月31日までの1期とする。但し、再任は妨げない。

- 2 本部役員に欠員が生じた場合は、後任者を役員選考委員会で選出し、理事会の承認を経て決定する。
- 3 補欠による本部役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 役員は、任期満了の場合においても後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。

(外部監査)

第12条 本会は、会計を監査するために、外部監査を置く。

(顧問及び相談役)

第13条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は会長が委嘱し総会で報告する。
- 3 顧問は重要な会務について会長の諮問に応じ、また会議に出席して意見を述べることができる。
- 4 相談役は2名以内とし会務について会長の諮問に応じる。
- 5 顧問及び相談役の任期は1期とする。但し、再任はできない。
- 6 顧問及び相談役の資格要件は次のとおりとする。
 - (1) 顧問は、本会の前会長とする。
 - (2) 相談役は、本会の会長経験者又は学識経験者とする。

(役職の変更及び役員の補充)

第14条 会務の遂行にあたって必要があるときは、役員選考細則第7条に準じて理事会で役員選考選挙を行い、理事会の承認を受けて役員の役職の変更又は役員の補充をすることができる。

(役員、顧問及び相談役の解職)

第15条 役員、顧問及び相談役が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会決議を受けて解職をすることができる。

- (1) 心身の障害のため、役職の遂行に耐えられないと認められるとき
- (2) 本会の会則に違反するなど、当協議会の役員としてふさわしくない行為があると認められるとき
- (3) その他、上記に準ずる事由もしくは行為があるとき

第4章 会 議

(種 別)

第16条 会議は、総会、理事会および本部役員会とし、総会は定期総会及び臨時総会とする。

(構 成)

第17条 総会は、千葉県PTA 連絡協議会総会細則に定める代議員をもって構成する。

- 2 理事会は、第8条の理事、本部役員をもって構成する。
- 3 本部役員会は、第8条第2項の本部役員をもって構成する。

(権 能)

第18条 総会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 事業報告及び決算
 - (2) 事業計画及び予算
 - (3) 役員の承認
 - (4) 会則の改定
 - (5) その他必要と認めた事項
- 2 理事会は、次の事項を審議決定する。
- (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- 3 本部役員会は、総会及び理事会からの委託を受けて、次の事項を決定する。
- (1) 理事会に上程すべき事項
 - (2) 理事会にて本部役員会に委任された事項
 - (3) その他、理事会で決議された事項の執行に関する事項

(開 催)

第19条 定期総会は、毎年1回原則6月に開催する。

- 2 臨時総会は、会長及び理事会が必要と認めたとき、又は代議員の3分の1以上の請求があったときに開催する。
- 3 理事会及び本部役員会は、会長が必要と認めたとき、又は議決権を有する者の3分の1以上の請求があったときに開催する。
- 4 災害等、特別な事情がある場合、会長が必要と認めたとき、開催時期、方法を変更することができる。

(招 集)

第20条 会議は次の場合、招集する。

- (1) 会長が招集した時
- (2) 会議構成員の半数以上が認めた時

(議 長)

第21条 総会の議長は会員中より選出し、理事会及び本部役員会の議長は副会長がこれにあたる。

(定足数)

第22条 総会は代議員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。但しやむを得ない理

由のため会議に出席できない構成員は、総会及び本部役員会においては他の構成員を、理事会においては当該構成員が指名した郡市PTA役員を代理人として権限を委任することができる。

- 2 理事会は理事の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。
- 3 本部役員会は本部役員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。
- 4 但しやむを得ない理由のため会議に出席できない構成員は所定の手続きにより、あらかじめ通知された事項について表決することができる。または他の構成員を代理人として表決を委任することができる。理事会は、所属郡市PTAの代議員を代理人とすることができる。

(議 決)

第23条 総会の議決は出席代議員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 理事会の議決は出席理事及び会長の合計数の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 3 本部役員会の議決は、出席本部役員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 災害等の緊急時の議決は、「千葉県PTA連絡協議会 緊急時対応細則」で別に定める。

(議事録)

第24条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開催の日時及び場所
 - (2) 会議に出席した会員の数
 - (3) 役員の氏名
 - (4) 議決事項
- 2 以下にて定める会議の議事録には議長及び出席した構成員のなかから、その会議において選出された議事録署名人2人が署名しなければならない。
 - (1) 総会
 - (2) 必要と認められた会議

第5章 専門委員会及び特別委員会

(委員会)

第25条 本会は専門委員会、ブロック委員会及び特別委員会を置くことができる。

- 2 各委員会の詳細は、「千葉県PTA連絡協議会委員会細則」で別に定める。

第6章 会 計

(経費の支弁及び納入期日)

第27条 本会の経費は会費、事業収入その他の収入によって支弁する。

- 2 会費は、郡市PTAごとに年度の会員数を基準として納入する。
- 3 会員一人あたりの年額は総会で定める。
- 4 会計に関する詳細は「千葉県PTA連絡協議会会計細則」で別に定める。

(会計年度)

第28条 本会の会計年度は毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終る。

(会計報告)

第29条 会計報告は、会計監査をした後、理事会の承認を得る。

- 2 理事会にて承認を得た会計報告は、会計および監事が総会にて報告する。

第7章 事務局

(事務局)

第30条 本会の事務を処理するための事務局を置く。

- 2 本会の事務を処理するため、事務局長及び事務局に必要な職員を置くことができる。
- 3 事務局に関する詳細は「千葉県PTA連絡協議会事務局細則」で別に定める。

第8章 会 則

(会則の種類)

第31条 本会の運営にあたり、本会則を含めて以下の会則を置く。

- (1) 本則…本会の組織及び管理運営に関する基本的な事項について定めるもの
- (2) 細則…本会の組織及び管理運営に関する重要事項について定めるもの
- (3) 規程…本会の事業及び事務を遂行するために必要な事項について定めるもの

(会則の変更)

第32条 本会の本則は総会において出席代議員の3分の2以上の同意を得なければ変更することができない。その場合、改正案は総会の20日前までにその内容を全代議員に知らせなければならない。

- 2 本会の細則は理事会において出席理事の3分の2以上の同意を得なければ変更することができない。
- 3 本会の規程は理事会において出席理事の2分の1以上の同意を得なければ変更することができない。

第9章 解 散

(解 散)

第33条 本会の解散は総会構成員の3分の2以上の同意を得なければならない。

2 前項の構成員には委任状を含む。

第10章 そ の 他

(表 彰)

第34条 表彰に関する詳細は「千葉県PTA連絡協議会表彰規程」で別に定める。

(旅 費)

第35条 旅費に関する詳細は「千葉県PTA連絡協議会旅費規程」で別に定める。

(弔 慰)

第36条 弔慰に関する詳細は「千葉県PTA連絡協議会弔慰規程」で別に定める。

(附 則)

制定 昭和26年6月13日

本則は昭和56年6月5日より施行する。

昭和58年6月3日に一部改正

昭和60年6月1日に一部改正

平成3年5月31日に一部改正

平成6年6月1日に一部改正

平成10年6月3日に一部改正

平成14年6月6日に一部改正

平成22年6月5日に一部改正

平成26年6月7日に一部改正

平成27年6月6日に一部改正

平成28年6月4日に一部改正

平成30年6月3日に一部改正

令和元年6月8日に一部改正

令和4年6月4日に一部改正

令和6年6月8日に一部改正

千葉県PTA連絡協議会総会細則

(目 的)

第1条 千葉県PTA連絡協議会総会細則（以下「本細則」という）は、千葉県PTA連絡協議会本則（以下「本則」）第17条に定める総会の詳細を定めるものとする。

2 本細則に定めのないものについては本則に従う。

(総会の構成)

第2条 総会は、郡市PTAからの代議員をもって構成する。但し、委任状を認めるものとする。

2 各郡市PTAの代議員数は別表にて定める。

郡市PTAの代議員数

郡市	代議員数	郡市	代議員数	郡市	代議員数
船橋	9	鎌ヶ谷	3	安房	4
市川	8	印旛	16	富津	3
習志野	4	香取	3	君津	3
八千代	4	銚子	3	袖ヶ浦	3
浦安	3	旭	3	木更津	4
松戸	6	匝瑳	3		
柏	8	山武	5		
野田	4	長生・茂原	4		
流山	4	夷隅	3		
我孫子	3	市原	7		

※代議員数は、会員数・学校数を基に算出し、理事会にて決定する。

(附 則)

この細則は令和4年6月4日より施行する。

この細則は令和6年6月1日に一部改訂

千葉県P T A連絡協議会緊急時対応細則

(目 的)

第1条 千葉県P T A連絡協議会緊急時対応細則（以下「本細則」という）は、千葉県P T A連絡協議会本則（以下「本則」）第23条4項に定める緊急時における議決の詳細を定めるものとする。

2 本細則に定めのないものについては本則に従う。

(議決)

第2条 以下に定める災害等の緊急時において、千葉県P T A連絡協議会に重大な損害が生じるおそれがある場合など特に必要があると認められる場合は、総会又は理事会の決議によらずに、会長が必要と認める運営行為を行うことができる。

(1) 大規模な自然災害

(2) 感染症の拡大

(3) その他、千葉県P T A連絡協議会の運営に重大な支障をきたす災害等

(附 則)

この細則は令和4年6月4日より施行する。

千葉県PTA連絡協議会役員選考細則

(目 的)

- 第1条 千葉県PTA連絡協議会役員選考細則（以下「本細則」という）は、千葉県PTA連絡協議会本則（以下「本則」）第10条に定める役員選考委員会及び役員選考の詳細を定めるものとする。
- 2 本細則に定めのないものについては本則に従う。

(役員選考委員会及び役員選考委員)

- 第2条 役員候補者の選考に関する一切の事務を処理するため役員選考委員会を置く。
- 2 役員選考委員会は、各ブロックより2名まで選出することができる。
- 3 役員選考委員会は、理事、および、過去2年以内の理事経験者とする。
- 4 役員選考委員会は委員長および副委員長各1名を互選する。
- 5 役員選考委員会の構成員は、選考年度及び選考対象年度の本部役員になることはできない。
- 6 役員選考委員が欠席する場合、所属ブロックの理事、または、代議員が委任状により代理出席することができる。
- また、他の役員選考委員への委任も可能とする。
- 7 役員選考委員の変更があるときは、理事会で承認を受けなければならない。

(会長候補者の届出)

- 第3条 会長候補者を推薦しようとする郡市PTAは、原則として選考対象年度の前年度の12月末日までに役員選考委員会に届け出なければならない。但し、役員選考委員会から別途指示がある場合は、それに従う。
- 2 届出は別に定められた様式によるものとし、所属郡市PTAの推薦書の添付を要する。

(その他本部役員候補者の届出)

- 第4条 本部役員候補者を推薦しようとする郡市PTAは、総会の30日前までに役員選考委員会に届け出なければならない。
- 2 届出は別に定められた様式によるものとし、所属郡市PTAの推薦書の添付を要する。

(候補者の資格及び選考)

- 第5条 役員選考委員会は、候補者の資格を有する者の中から、各役職別に候補者を選考する。会長候補者の選考は、その他の本部役員候補者の選考に先だって実施することができる。候補者の資格は次のとおりとする。
- (1) 本会の会員で単位PTAに在籍する児童生徒の保護者及び教師の資格を有する者
- (2) 特別な事情があり理事会で承認を得た者
- 2 会長候補者は、千葉県PTA連絡協議会の本部役員を原則1期以上経験し、所属する郡市PTAから推薦のあった者の中から選考する。
- 3 副会長候補者は、原則として郡市PTAの役員を経験し、かつ単位PTA会長または副会長を経験し、所属する郡市PTAから推薦のあった者の中から選考する。
- 4 会計、書記及び監事候補者は、郡市PTAから推薦のあった者の中から選考する。
- 5 役員選考委員会は選考の必要に応じて、候補者および必要と認めた者を招集し、意見を聞くことができる。

(選 任)

第6条 役員選考委員会において選出された役員候補者は、総会の承認によって選任される。

(選考不調の場合)

第7条 役員選考委員会において選考不調となった場合は、役員選考委員会における再選考か、理事会で選考するかのいずれかを、役員選考委員会から理事会に諮問する。

2 前項の決定は役職別に行うことができる。

3 理事会で選考する場合は、各役職別の無記名投票による選挙を行い、役員候補者を選出する。
但し、同点の場合は抽選により定める。

また、必要に応じて、候補者および必要と認めた者を招集し、意見を聞くことができる。

4 理事会の構成員が候補者となった場合、意見聴取を除く、審議、投票には参加できない。

(※構成員については本則を参照)

(選挙管理委員会)

第8条 第7条により理事会で選挙が行われる場合は、役員選考委員会をもって選挙管理委員会とする。

(附 則)

この細則は昭和54年6月6日より施行する。

平成3年5月31日に一部改正

平成10年6月3日に一部改正

平成23年6月4日に一部改正

平成26年6月7日に一部改正

平成27年6月6日に一部改正

平成29年2月8日に一部改正

平成31年4月25日に一部改正

令和4年6月4日に一部改正

令和5年12月7日に一部改正

千葉県P T A連絡協議会委員会細則

(目 的)

- 第1条 千葉県P T A連絡協議会委員会細則(以下「本細則」という)は、千葉県P T A連絡協議会本則(以下「本則」)第25条に定める専門委員会、ブロック委員会及び特別委員会の詳細を定めるものとする。
- 2 本細則に定めのないものについては本則に従う。

(専門委員会)

- 第2条 本会に次の専門委員会を置く。
- (1) 総務委員会 総務・組織・財政に関すること
 - (2) 研修委員会 家庭教育・社会教育等研修・教育環境の改善、研究大会に関すること
 - (3) 審査委員会 交通安全・公害対策・教育環境の改善、コンクール等の審査に関すること
 - (4) 厚生委員会 児童生徒の福祉・保健指導・保健衛生・学校給食・災害補償・会員の厚生に関すること
 - (5) 広報委員会 P T A活動に必要な資料作成・機関紙発行等
- 2 委員会の委員は理事をもって充て、会長が委嘱する。但し、必要がある場合は、当該委員会の決議を経て会長が学識経験者を委嘱することができる。
- 3 各委員長、副委員長は互選とする。
- 4 委員の任期は1期とする。

(特別委員会)

- 第3条 本会の活動に特別に必要があるときは、理事会の決議により、特別委員会を置くことができる。なお、解散するときは理事会に報告し承認を得る。
- 2 特別委員会の委員は理事会の承認を経て会長が委嘱する。但し、必要がある場合は、当該委員会の決議を経て会長が学識経験者を委嘱することができる。

(ブロック委員会)

- 第4条 本会に次のブロック委員会を置く。
- ブロック委員会の構成は、千葉県が定めた各教育事務所の管轄地域に所属する郡市P T Aごとに構成し、次の事項を協議する。
- (1) 千葉県P T A連絡協議会の相互交流に関する件
 - (2) 本部役員の選出に関する件
- 2 委員会の委員は理事をもって充て、会長が委嘱する。
- 3 各委員長、副委員長は互選とする。
- 4 委員の任期は1年とする。

(附 則)

この細則は平成26年6月7日に会則改編の上、制定
平成28年6月4日に一部改正
平成31年4月25日に一部改正
令和4年6月4日に一部改正
令和6年2月1日に一部改正

千葉県PTA連絡協議会会計細則

第1章 総 則

(目 的)

- 第1条 千葉県PTA連絡協議会会計細則（以下「本細則」という）は、千葉県PTA連絡協議会本則（以下「本則」）第27条に定める会計の詳細を定めるものとする。
- 2 本細則に定めのないものについては本則に従う。

(経理の原則)

- 第2条 千葉県PTA連絡協議会（以下「本会」という）は、会則に定める予算並びに決算について、次の各号に掲げる原則に従って予算書、会計帳簿、計算書類及び資産管理簿を作成しなければならない。
- (1) 収入及び支出は、予算書に基づき行うこと。
 - (2) 予算の執行は、会長の命令に基づいて行うこと。
 - (3) 会計帳簿は、正しく記帳すること。
 - (4) 計算書類は、会計帳簿に基づいて、事業及び財務の状況に真実な内容を明瞭に表示すること。

(年度所属区分)

- 第3条 本会の取引についての年度所属区分は、その事実の発生した日（その日が決定しがたい時はその事実を確認した日）を基準として区分する。

(会計管理の所管)

- 第4条 会計担当本部役員は、本会会長の命を受けて、本会の会計取引の遂行、現金、預金通帳等、小切手帳、証書等及び有価証券（以下「金銭等」という）の保管並びに本細則第10条に定める帳簿（以下「会計帳簿」という）及びその他の証拠書類の保存を所管する。
- 2 本会事務局員は、会長及び会計の命令に基づいて、前項の事務を行う。
 - 3 会長は、必要と認める場合には、その責任を明らかにして会計担当の補助者を任命することができる。

第2章 予 算

(収支予算)

- 第5条 本会は、当該期間において本会の見込まれる収入及び支出のすべてを明瞭に表示した収支予算書を作成する。
- 2 会長が必要であると認めたときは収支予算に関し、総括的に若しくは必要事項について別に定めることができる。

(予備費)

- 第6条 予見することのできない理由による支出予算の不足を補うため、収支予算に予備費を設けることができる。
- 2 前項に定める予備費を使用する場合には、理事会の承認を受けなければならない。

(収支予算の追加又は更正)

第7条 収支予算作成後に生じた事由に基づき特に必要がある場合は、理事会の承認を受けて収支予算の追加又は更正を行うことができる。

(収支予算の実行)

第8条 支出予算は、当該支出予算等に定める目的の他に使用してはならない。

- 2 前項に拘らず、本会の事業上の必要があるときは、理事会の承認を受けて目的外の支出を行うことができる。

第3章 決 算

(取引の伝票記入)

第9条 本会の取引はすべて伝票に記入して処理しなければならない。

- 2 伝票は会長、会計及び事務局長の検印を受けなければならない。

(会計帳簿)

第10条 本会は次の会計帳簿を備え、すべての取引を、記帳しなければならない。

- (1) 仕訳帳
- (2) 総勘定元帳
- (3) 資産管理台帳

- 2 前項の仕訳帳は、すべての取引を記入した伝票を発生順に継続した伝票綴りをもって、これに代えることができる。

(会計帳簿の記入)

第11条 会計帳簿の記入は第9条によって作成した伝票に基づき、一般に公正な会計慣行に準拠して行うものとする。

(決算手続き)

第12条 毎年度末日において会計帳簿に決算整理を行って帳簿を締切り、決算報告書を作成する。

- 2 前項の決算報告書は、毎年4月末までに会計が承認して会長に提出しなければならない。

(計算書類)

第13条 毎年度末現在において、次の計算書類を作成する。

- (1) 収支計算書
- (2) 財産目録

(収支計算書)

第14条 前項の収支計算書は、当該事業年度のすべての収入及び支出の内容を表示するとともに、正味財産の増減を明らかにするものとする。

(財産目録)

第15条 前々項の財産目録は、当該事業年度末現在におけるすべての資産及び負債につき、その名称、数量、価額等を詳細に表示するものとする。

(会計監査)

第16条 会計の監査は監事2名以上と外部監査で、中間監査と年度監査を実施する。

2 年度監査においては、会長は決算書が提出された後、速やかに監査を行うよう指示する。

(帳簿等の保存期間)

第17条 会計帳簿及び証憑書類は10年間保存しなければならない。

第4章 取 引

(取引命令)

第18条 取引はすべて会計の指示によって事務局員が行うものとする。

2 前項に拘らず、会長の指示があったとき、会計の不在その他の事故があるとき、法令又は契約の定めるところによって収納若しくは支払いをしなければならないとき、その他緊急やむを得ない理由があるときは、会計担当本部役員の命令によらないで収納又は支払いをすることができる。

3 事務局員は、前項の規定によって収納又は支払いをしたときは、その理由を明らかにして遅滞なく会計の承認を受けなければならない。

(見積合せの実施)

第19条 物品の購入等に当たっては、選定を適正かつ公平に行うため、必ず見積合せを行うものとする。

2 前項に拘らず、次については品質、価格等を十分考慮し適正な取扱いした上で見積合せを省略することができる。

(1) 1人又は1会社の専有する物品を購入するとき

(2) 食料品を購入しようとするとき

(3) 5万円未満の物品を購入するとき

(4) その他、役員会が認めたとき

(取引金融機関の指定等)

第20条 会長は本会の取引金融機関を指定しなければならない。

2 会長は取引金融機関に預金口座（貯金口座を含む）を設ける場合は、本会会長名義によって開設するものとする。

(印鑑登録)

第21条 取引金融機関に登録する登録印鑑は会長の印鑑とする。

2 前項の登録印鑑は事務局が保管する。

(収納手続)

第22条 事務局員は、現金を収納したときは振替伝票を作成し、自己の認印を押して領収書を相手方に交付する。但し、収納が本会指定の金融機関を通じて行われた時は、当該金融機関の発行する通帳の記入をもってこれに代えることができる。

(収納金の預入れ)

第23条 事務局員は収納した現金をただちに支払いにあてることなく、取引金融機関に預け入れなければならない。

(支払い手続)

第24条 事務局員は支払いをするときは、必ず領収書を受領し、振替伝票を作成して自己の認印を押すか、署名をしなければならない。

(振込及び振替)

第25条 支払いの相手から依頼があったとき又は遠隔地にいる者に支払いをするときは、銀行振込又は郵便振替によって支払いをすることができる。

- 2 前項によって支払った場合は、送金手続きが完了した日に支払いがなされたものとして当該取引を処理する。

(概算払)

第26条 本会は次に掲げる支払いの他は、概算払いをすることができない。

- (1) 旅費
- (2) 官公署に対して支払う経費
- (3) 負担金
- (4) 前各号のほか、特に必要があって会長が承認したもの。

第5章 特 別 会 計

(特別会計の設立)

第27条 本会は、本会会計の基盤確立を図るため、総会の承認を得て、本会会計の決算時における余剰金その他を積み立てて特別会計を設立することができる。

(特別会計の目的)

第28条 基金は、本会の活動をより強力に推進するために、真に必要な活動経費に充当することを目的とする。

(特別会計の会計処理)

第29条 特別会計の会計処理については、次のとおりとする。

- 2 本会会計の決算時において、余剰金及び特別な収入のあった場合は、総会の承認を得て特別会計に繰り入れることができる。
- 3 特別会計から生じた益金(利息)は、本会会計に繰り入れるものとする。
- 4 本会の活動を推進するために以下に掲げる事項については、総会の承認を得て特別会計から支出をすることができる。但し、支払いを行った後速やかに、支出明細を理事会に報告するとともに、当該年度の決算で明示しなければならない。
 - (1) 全国的な大会(全国大会、関東ブロック大会等)を開催するための運営資金
 - (2) 本会の活動を推進するために、必要と認められた活動経費

(特別会計の処理手続き)

第30条 特別会計の会計処理にあたっては、本部役員会で審議し、理事会の決定を経て総会の承認を得るものとする。

- 2 基金の性格に重大な影響を及ぼす会計処理については、理事会は必要に応じて特別委員会による審議を要求することができる。

(附 則)

この細則は平成26年6月7日より施行する
令和4年6月4日に一部改正

千葉県P T A連絡協議会事務局細則

(目 的)

第1条 千葉県P T A連絡協議会事務局細則(以下「本細則」という)は、千葉県P T A連絡協議会本則(以下「本則」)第30条に定める事務局の組織・運営の詳細を定めるものとする。

2 本細則に定めのないものについては本則に従う。

(事務局員)

第2条 事務局に次の事務局員を置く。

- (1) 事務局長 1名
- (2) 事務局長補佐 若干名

(事務局員の任命)

第3条 事務局長はP T A活動の活性化に尽力された校長または行政職務の経験者であることを原則とし、理事会の協議を経た上で会長が任命する。

- 2 事務局長補佐は、P T A活動における役職経験が2年以上であることを原則とし、会長が任命する。
- 3 事務局員は、千葉県P T A連絡協議会と個別に契約を締結する。

(事務局員の業務)

第4条 事務局長は、会長の命を受けて本会における下記事務を処理する。

- (1) 金銭出納に関すること
- (2) 公印の保管に関すること
- (3) 諸帳簿の管理に関すること
- (4) 諸会議の準備、運営に関すること
- (5) 諸会議に参席すること
- (6) 本部役員会及び理事会の議事録に関すること
- (7) 千葉県P T A研究大会の開催地との連絡調整に関すること
- (8) P T A関係の電話の取次ぎをすること
- (9) 関係諸機関との連絡調整に関すること
- (10) その他、千葉県P T A連絡協議会に関する事務、運営及び雑務に関すること
- 2 事務局長補佐は、事務局長を補佐し、その命を受けて担当事務を処理する。
- 3 前2項に拘らず、事務局長に事故がある場合は、理事会の承認を受けて、会長は事務局長補佐に本条第1項の事務の全部もしくは一部の処理を代行させることができる。

(業務条件)

第5条 事務局長の業務条件は以下のとおりとする。

- (1) 月曜日から金曜日のうち週4日程度、原則、事務局室で執務する。
- (2) 業務時間は週35時間以内とするが、必要に応じて会長の承認を受けて調整することができる。
- 2 事務局長補佐の業務条件は以下のとおりとする。
- (1) 月曜日から金曜日のうち週4日程度、原則、事務局室で執務する。
- (2) 業務時間は、本会の必要に応じて事務局長と調整の上で決定する。
- 3 事務局長及び事務局長補佐の始業及び終業時刻は本人との相談により、個別に決定する。但し、

事務局の受付時間内は、原則として事務局長又は事務局長補佐の少なくとも1名は事務局室に在室できなければならない。

- 4 原則として下記を事務局の休日とし、業務を行わない。但し、行事等の都合により事務局の休日に業務を行った場合、直近の週内に休日を振り替えることができる。
- (1) 土曜日、日曜日及び祝日（振替休日含む）及び千葉県民の日
 - (2) 8月10日より15日及び12月25日から1月5日
 - (3) その他、千葉県教育会館の閉鎖期間

(報酬等)

第6条 事務局員の報酬等について、以下のように定める。

- (1) 事務局員の報酬は、本部役員会において協議し、理事会において審議の上決定する。なお、具体的な条件に関しては、個別契約書に定めるものとする。
- (2) 報酬算定期間は毎月1日から末日とし報酬締切日は毎月末とする。報酬支払日は毎月翌月5日とし、支払は銀行振込をもって行う。但し、金融機関休業日にあたる場合はその前日を支払日とする。
- (3) 交通費は公共交通機関の利用にかかる実費を、報酬とともに支給する。
- (4) 個別契約書以外の業務が発生した場合は、本部役員会において協議し、理事会において審議の上別途報酬を支給することがある。
- (5) 事務局長の退任時は、退職金を支給する。また、在籍中の貢献が特に顕著な場合は、退職金の他に功労金を支給することができる。なお、功労金の金額については、理事会において協議の上決定する。

(任期)

第7条 事務局長及び事務局長補佐の任期は、原則として3年とする。但し、1年毎に契約を締結する。

- 2 前項に拘らず、理事会決議を受けて、4年目以降の再任及び2年目以降の更新中止をすることができる。

(役職の変更、解任)

第8条 事務局員が、次の各号のいずれかに該当するときは、理事会決議を受けて、会長が役職の変更又は解職をすることができる。

- (1) 心身の障害のため、職務執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 業務上の義務違反、当協議会の事務局員としてふさわしくない行為があるとみとめられたとき。
- (3) その他、上記に準ずる事由もしくは行為があったとき。

(附 則)

本規程は平成25年6月20日より施行する。

平成25年7月16日に一部改正

平成26年6月7日に一部改正の上、細則に改編

千葉県PTA連絡協議会表彰規程

(目 的)

第1条 千葉県PTA連絡協議会表彰規程（以下「本規程」という）は、千葉県PTA連絡協議会本則（以下「本則」）第34条に定める表彰の詳細を定めるものとする。

2 本細則に定めのないものについては本則に従う。

(千葉県PTA表彰)

第2条 千葉県PTA表彰は、PTAの振興発展に貢献し、その業績顕著な者を表彰し、PTA活動の健全な発展と千葉県の教育向上に資することを目的とする。

(被表彰者)

第3条 被表彰者は、千葉県内在住及び勤務の個人又は団体とする。

2 郡市PTAごとの表彰推薦者数は別表に定める。

(表彰の範囲)

第4条 表彰の範囲は、次の通りとする。

- (1) 民主的なPTA振興発展につくし、教育の向上と文化の発展に貢献し、その功績顕著な個人又は団体
- (2) 千葉県PTA連絡協議会の本部役員又は専門委員長の職にあった者
- (3) 郡市PTAで2年以上、会長・副会長・事務局長又はそれらと同等の職にあった者
- (4) 千葉県PTA研究大会・関東ブロック研究大会・日本PTA研究大会において、その功績顕著な者
- (5) その他、表彰に値すると認める業績、または行為のあった個人又は団体

(表彰の方法)

第5条 表彰は、表彰状を授与し、または感謝状を贈呈して行う。但し、記念品の授与、またはその他の待遇をすることができる。

(表彰の時期)

第6条 表彰は、千葉県PTA連絡協議会定期総会において行う。但し、事情によって別のときにこれを行うことができる。

(日本PTA会長表彰推薦)

第7条 日本PTA会長表彰推薦の範囲は、次の通りとする。

- 2 団体の部に関しては、日本PTA全国協議会・表彰規程の条件を満たすものとし、郡市PTAの推薦の中から選考委員会によって規定数を推薦する。
- 3 個人の部に関しては、以下のいずれかの条件を満たす者とする。
 - (1) 千葉県PTA連絡協議会本部役員の任に、2年以上就いた者。
 - (2) 郡市PTA会長、千葉県PTA連絡協議会理事のいずれかまたは複数の任に、通算5年以上（兼任していた年度は1年と数える）就いた者。
 - (3) その他、会長が認めた者。

(千葉県教育功労表彰推薦)

第8条 千葉県教育功労表彰推薦の範囲は、次の通りとする。

- (1) 千葉県PTA連絡協議会会長の任に、2年以上就いた者。
- (2) その他、会長が認めた者。

(表彰の手續)

第9条 表彰の手續きは、郡市PTAが本会事務局に内申書を提出し、その内申書に基づき表彰選考委員会において選考の上決定する。

2 内申書の様式は別に定める。但し、第4条第5項の場合はこの限りではない。

(内申書の提出期限)

第10条 内申書の提出は、毎年、千葉県のPTA連絡協議会定期総会の1か月以上前の日で年度ごとに定める。

(選考委員会)

第11条 表彰選考委員会は、本会の構成員の中から会長が決定し、理事会に報告する。

(附 則)

本規程は昭和37年9月14日より施行する。

昭和54年6月6日に一部改正

平成26年6月7日に一部改正の上、改編

平成27年6月6日に一部改正、追加

(別 表)

郡市PTAの表彰推薦数（個人及び団体含む）

郡市	推薦数	郡市	推薦数	郡市	推薦数
船橋	17	鎌ヶ谷	4	安房	7
市川	16	印旛	32	富津	3
習志野	7	香取	6	君津	4
八千代	8	銚子	3	袖ヶ浦	4
浦安	5	旭	4	木更津	7
松戸	11	匝瑳	3		
柏	16	山武	10		
野田	8	長生・茂原	8		
流山	8	夷隅	4		
我孫子	5	市原	13		

※表彰者推薦については、保護者、教師について全般的な配慮をする。

※表彰者推薦数は、会員数・学校数を基に算出し、理事会にて決定する。

千葉県PTA連絡協議会旅費規程

(目 的)

第1条 千葉県PTA連絡協議会旅費規程（以下「本規程」という）は、千葉県PTA連絡協議会本則（以下「本則」）第35条に定める本会の旅費の詳細を定めるものとする。

2 本規程に定めのないものについては本則に従う。

(旅費の定義)

第2条 本規程でいう旅費とは、次のものをいう。

- (1) 交通費
- (2) 宿泊費
- (3) 日当

(旅費の支給対象者)

第3条 旅費は、次の各号に定める者について支給する。

- (1) 本会の本部役員、理事及びその代理出席者
- (2) 各郡市PTA事務担当者及びその代理出席者
- (3) 事務局員

(旅費の支払い)

第4条 旅費は、現金にて支払う。

(旅費支給基準)

第5条 旅費支給基準は、次の各号のように定める。

- (1) 交通費は、自宅に最も近い公共交通機関の駅を始点に、最も経済的な通常の経路及び方法により計算した額を支給する。但し、県外出張の場合は、特急料金または航空機料金を支給することができる。
 - (2) 宿泊費は、その会合等の実際によって宿泊が必要な場合に、実費を支給する。
 - (3) 日当は、事務局員のみを対象とし、個別契約外の業務に限り半日相当の業務ごとに3,000円を支給する。
- 2 前項に拘らず、主催者等から旅費の全部又は一部の支給を受けた場合は、その範囲の旅費は支給しない。但し、不足額が生じている場合には、その差額分を支給することができる。

(その他)

第6条 本規程の定めのない旅費が発生した場合は、本部役員会の承認によって処理し、必要に応じて理事会に報告する。

(附 則)

本規程は平成26年6月7日より施行する。

平成27年6月6日に一部改正

千葉県PTA連絡協議会弔慰規程

(目 的)

第1条 千葉県PTA連絡協議会弔慰規程（以下「本規程」という）は、千葉県PTA連絡協議会本則（以下「本則」）第36条に定める本会の弔慰金等の詳細を定めるものとする。

2 本規程に定めのないものについては本則に従う。

(弔慰金等)

第2条 千葉県PTA連絡協議会の本部役員及び理事が死亡した場合、又は、その他会長が必要と認めた者が死亡した場合、以下の弔慰にかかわる経費を支出することができる。

- (1) 花環・生花
- (2) 香典
- (3) 弔電料
- (4) その他会長が必要と認めた物

(項 目)

第3条 弔慰金については慶弔費より支出するものとする。

(協議事項)

第4条 本規程において定義されていない事項については、役員会にて協議し決定するものとする。

(附 則)

本規程は平成26年6月7日より施行する。